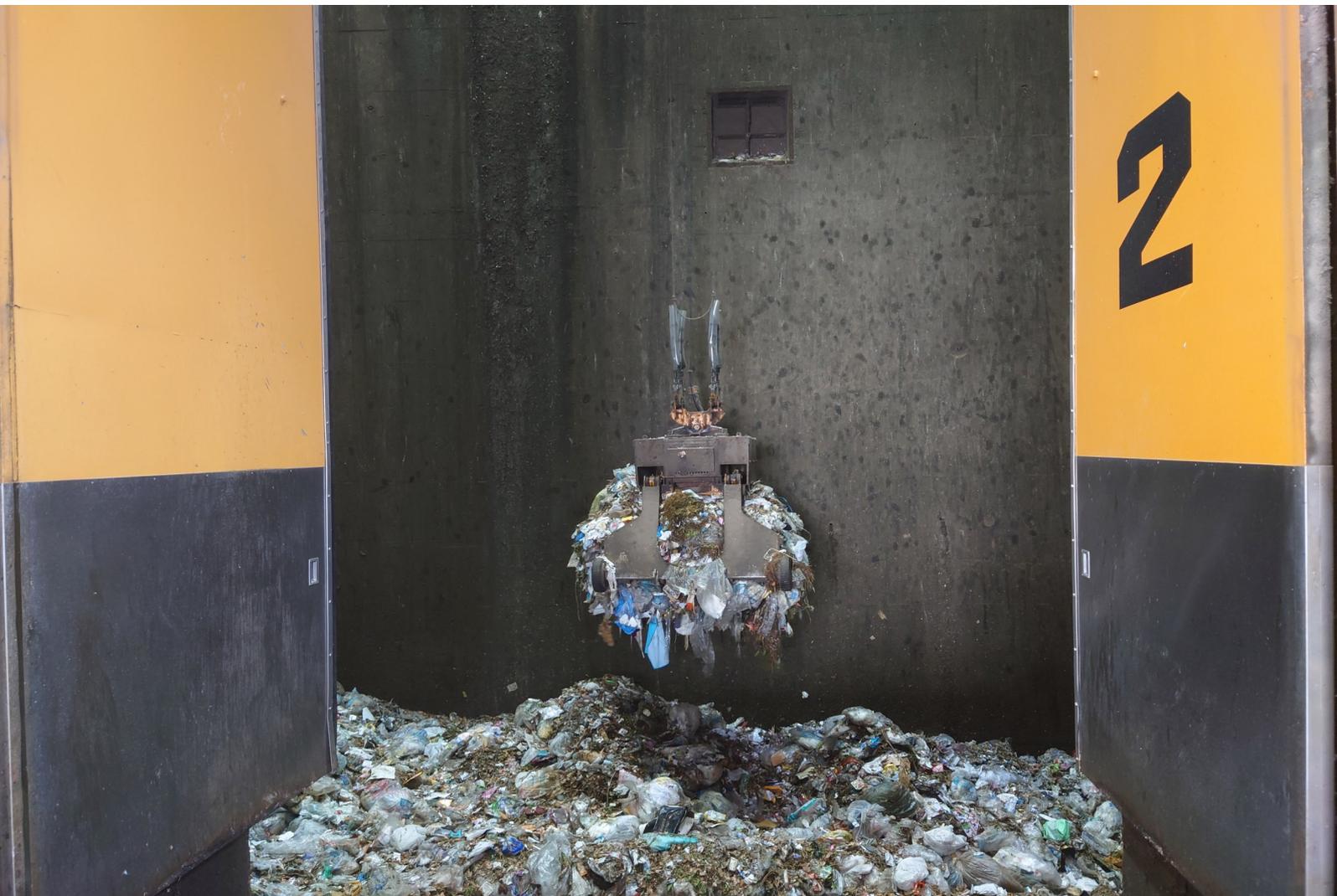


ごみ減量トレンドィ



市民1人1日当たりの ごみ排出量が県の平均値を下回りました！

三島市のごみ総排出量は、市民や事業者の皆さまのご理解とご協力により年々減少しています。

市民1人1日当たりのごみ排出量も年々減少し、平成29年度には国の平均を下回り、最新のデータである令和元年度には、ついに静岡県の平均も下回りました。ご協力ありがとうございました。

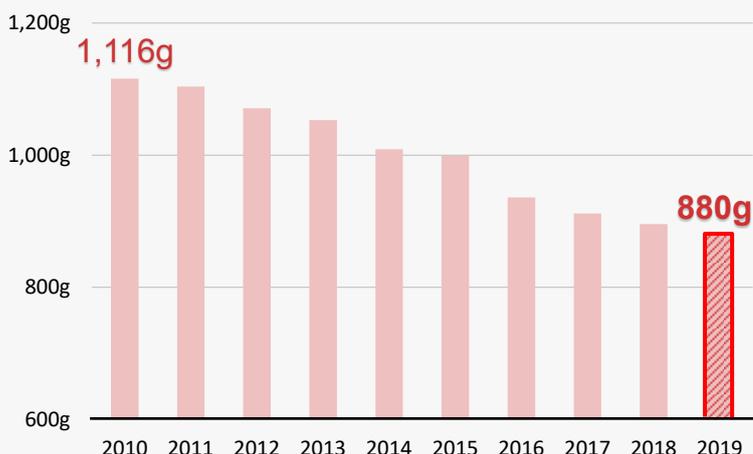
そして、ごみの減量はここがスタートラインです。

どうしてごみの減量が必要なの？

■ 市民1人1日当たりのごみ排出量はまだまだ多い！

市全体のごみ総排出量は、年々減少しており、最新のデータ（令和元年度）では、35,339 t となりました。また、市民1人1日当たりのごみ排出量も年々減少し、**880g** となりました。

しかし、県内にある人口10万人以上の10都市の中では、“**ワースト3位**”という状況であり、依然として、ごみ排出量が多い状況です。



▲ 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移



▲ 令和元年度 市民1人1日当たりのごみ排出量の比較(県内人口10万人以上の都市)

■ 最終処分場の残余容量はわずか8.9%！

焼却灰等を埋め立てる市の最終処分場の残余容量は、**8.9%**（令和2年12月時点）であり、焼却灰等を全量埋め立てた場合、**3年以内**に一杯になってしまいます。

現在、新たな最終処分場の整備に向けた検討を行っていますが、整備が完了するまでの期間は、焼却灰等の大部分を県外に搬出しており、その費用は年間約8,000万円に上ります。

ごみの減量を行うことで、焼却灰等が減り、外部搬出費用の軽減及び最終処分場の長寿命化につながります。



▲ 最終処分場

■ 将来のごみ処理施設の整備費用を削減！

清掃センターは、建設から30年以上が経過し、老朽化していることから、基幹的設備整備工事（平成25～28年度）を実施し、延命化を図りました。

しかし、将来的には新たな施設を整備する必要があります。

その際、ごみの排出量が少なければ、施設の規模を小さくすることができ、施設の整備費用の削減につながります。



▲ 清掃センター

ご利用ください！ 小型家電回収ボックス

市では、ご家庭で使われなくなった小型家電を市内6箇所で拠点回収し、その中に含まれている貴重な金属をリサイクルしています。近年、スマートフォンや携帯ゲーム機、電子たばこ等の充電式電池が搭載された小型家電が広く流通し、廃棄する際の誤った分別による火災が全国で発生しています。リチウムイオン電池等の充電式電池が搭載されている小型家電は、小型家電回収ボックスへの投入をお願いします。

投入口40cm×20cmのボックス



投入口直径13cmのボックス



- 生涯学習センター
- 中郷文化プラザ
- 北上文化プラザ
- 錦田公民館

- 三島市役所本館
- エコセンター

※各施設の開館時間内での回収となります。

対象となるもの



対象とならないもの



清掃センターへの家庭ごみの直接搬入

ごみ集積所や資源物の拠点回収場所に排出することができないご家庭の粗大ごみや、引っ越しなどで発生した多量のご家庭ごみは、清掃センターに直接搬入し、有料で処分することができます。

家庭ごみの処理手数料

(税込)

重さ	手数料	
1回(1台)につき100kgまで	1,000円	
100kgを超える場合 10kgごとに100円 を加算した金額	110kg	1,100円
	120kg	1,200円
	⋮	⋮
	200kg	2,000円
	⋮	⋮

受入日時

- 平日(土・日・祝日・年末年始を除く)
9:00~11:30
13:00~15:30
- 第1日曜日 ※粗大ごみのみ
9:00~11:30
13:00~15:30

※搬入の際、ごみの排出者本人であること及びごみの発生場所を確認しますので、身分証明書等を必ずお持ちください。

※事業活動に伴う廃棄物は料金や搬入できるものが異なります。

搬入する際の注意点



©三島市

①三島市外で発生したごみは受け入れできません。

三島市の清掃センターで受け入れできるごみは、**三島市内で発生したごみ**だけです。搬入の際に、身分証明書等のごみの発生場所が分かるものを必ず持参してください。

※他市町のごみ袋に入れられたごみは、搬入できません。

②ごみの排出者本人の搬入が必要です。

やむを得ない事情により、ごみの排出者本人がごみを搬入することができず、車に同乗することもできない場合は、事前に清掃センターへお問い合わせください。

なお、代理での搬入を検討される方は、搬入の際に、以下のものを受付に提示していただく必要があります。

- 代理搬入者及び排出者本人のお名前とごみの発生場所が分かる身分証明書等
- 排出者本人がごみを搬入できないことを証明できるもの(医師の診断書など)

③搬入するごみは必ず事前に分別してください。

搬入するごみは、適正に分別してから搬入してください。特に、**燃えるごみと資源ごみ**(びん、かん、陶器・ガラス・金属類などの燃えないごみ)の**分別徹底にご協力**ください。

分別されていない場合、搬入をお断りする場合があります。

④一部清掃センターで受け入れできないごみがあります。

建築物などを解体したものや、自動車・バイクの部品など、施設の処理能力上、清掃センターでは受け入れできないごみがあります。(例)コンクリート、ウッドデッキ、塩ビパイプ など